

指針の空白を埋める情報道徳教育

佐村 敏治* 森 芳周**

Information Moral Education Filling up Policy Vacuum

Toshiharu SAMURA, Yoshichika MORI.

ABSTRACT

A moral problem caused by rapid advances in information technology arises a policy vacuum in information moral. We propose educational methods that can fill up the policy vacuum. They are a moral dilemma method and a philosophical practice method. The effectiveness of these educational methods is discussed. Not only computer engineers educate students, but also philosophical counselors have to cooperate together. Finally, we discuss the necessity of a philosophical counselor in the future school or college.

KEY WORDS: Information moral education, Moral dilemma model, Philosophical Practice, Philosophical counselor

1. はじめに

多くの教育機関では、生徒や学生に対してどのように情報道徳教育を行っているだろうか。ほとんどの学校が「べからず集」資料のような規則集を作成して説明している。「セキュリティポリシー」と教職員でも理解していない資料を配付し、読んでおけと言っている学校もあるという。そして、情報道徳において問題が起きた生徒や学生に対して「ここに書いてあっただろ。なぜやったのだ」と問い詰める。また、規則集等の事例を示しながら説明を行うこともあるが、事例が古くなっていたりする。

説明する側の道徳に対する理解が不足していたり、独自の道徳観が入りすぎていたりする。「過去にこんな犯罪で逮捕された」という事例を引き合いに出す場合もあるが、恐怖感を植え付けるだけで、なぜやってはいけないことなのかという道徳的説明がなかったりする。

近年、LMS(学習管理システム：Learning Management System)を用いた教材¹⁾やテキストの開

発が盛んに行われて、授業等でも利用されるようになってきた。しかし、新しい法律の制定や現法律の修正が頻繁に行われていたり、新しいアプリの登場により利用方法が異なることで新しい道徳的問題が増えたりして、教材の改訂が必要となる。労力的コストは金銭的コストに追いつかず、結局開発が途中で止まってしまいう教材もある。

以上の教育はどこに問題があるのだろうか。本稿では問題点を3点挙げたい。

まず、L. Kohlberg^{2, 3)}が提案した道徳性の発達段階の理論によると、「〇〇してはいけない」的な教育は、罪と服従が判断基準になっており、低次の道徳性に位置づけられる。例えば「赤信号を渡ってはいけない」や「人を仲間はずれにしてはいけない」等のように、小学校低学年で先生から注意として受ける場合がこれに相当する。低次の教育ではそのままに留まってしまい、高次の道徳性（自分の考えや気持ちと同等に他者の立場や考えを理解し、調整して対人関係に生かす能力^{4, 5)}）に行き着かない。

情報道徳での規則集も同様なことが言える。辰巳⁶⁾は、「……をしてはいけない」のような禁止義務を教

*電気情報工学科、**阪南大学 経営情報学部

えてばかりいると、単なる「道徳的な禁止」としてしかとらえかねない、と指摘している。

次に、情報技術は進歩が早いため、新しいアプリケーションの登場により利用者のネットに対する考え方が変化する場合がある。ネットを頻繁に使用しているユーザでは既に当たり前のことが、あまりネットを利用しない人にとってみると常識として捉えられないという互いのギャップが生じている。そこでネットに慣れている生徒や学生は、新しい道徳領域で起こった問題を、そのアプリを使ったことがない大人からは疑問視されないで、独自の道徳感で判断して行動する。すなわち道徳性の“指針の空白”が起こっている。

新しいコミュニケーションツールですら、インターネットによる掲示板の書き込みから始まり、ブログ、mixi、Facebook、Twitter、LINE、インスタグラム等と、この20年ほどで次々と登場した。新しいアプリが増えるたびに用途が異なり、異なる問題点が発生し、道徳性に新たな指針の空白が生じる。

“指針の空白”を最初に指摘したのはJ. Moor⁷⁾である。J. Moorは情報倫理(コンピュータ倫理)の役割は指針の空白を埋めることであると定義した。我々が現在経験しているのが、この指針の空白であり、概念の泥沼状態でどのように教育を行っていくかということが本稿の課題である。

最後に、情報道徳を教えているのが、情報系技術の専門家(または情報系教員)であることである。過去を振り返ると、情報道徳は情報系技術者が行う場合が多く、倫理学のような善悪について常に議論している専門家の意見があまり反映されてこなかった(医療倫理のように医師と倫理学者が協力して応用倫理を確立している分野もある)。著者自身、情報系技術の専門家と情報道徳について話し合うことはほとんどない。また、話をしたとしても、一般的に悪いとされる事例は悪いと、疑うことなく一致した意見で話を進めている。すなわち教育者側はステレオタイプな道徳感で生徒や学生に教育を行う。

本稿は以上の3点の問題を意識しながら話を展開する。そして本稿の主題は、道徳性の指針の空白を生徒や学生が自分で埋められる能力をどのように身につけていけばよいかという点である。そして彼らが指針の空白の領域に踏み込んでしまったときに、自分で判断して解決する能力を磨いてあげることである。自分で判断する能力(高次の道徳性)を備えていれば、後に間違った判断だと後悔することは減るであろう。

著者はモラルジレンマ方式と哲学対話(哲学プラクティス)方式の導入が情報道徳に適していると考える。

また、これらの教育方法の導入には情報系技術者(または情報系教員)だけでは無理である。倫理学や哲学の専門的意見が必要となる。

2. 規範倫理としての黄金律

高専等の教育機関では、情報道徳的に問題のある行為を行った学生を指導することがある。なぜそのような行為を行ったのかと理由を尋ねたときに、「なぜその行為が悪いのか分からない」と答える学生がいる。普通にコミュニケーションアプリによる書き込み(会話)を行い、普通に画像のアップロードを行っている学生にとってみれば、悪口を書き込んだり、人の写真をアップロードしたりする行為は、日常の場面で大人達が世間話で悪口を言ったり、撮った写真を直接見せあうのと同じ感覚なのだろう。トラブルになって、過ちを指摘されてもなぜ悪いのかわからない。彼らの中には、皆も同じようなことをやっているのに、なぜ自分だけ注意されるのか、と不満を漏らす者もいる。

そのような学生に対して我々はどうのような指導を行えばよいのだろうか。前章のように規則集を配布しているので、「既に説明しただろう」と注意したり、「この行為は犯罪になるぞ」と指導したりしているようでは教員側も道徳的指導の配慮が欠けているといえる。

どうしても困った場合、非常に強力な倫理的原則がある。規範倫理としての黄金律である。「自分に対するのと同じように他者に対せよ」という倫理法則で学生に説得する。

多くの哲学や宗教において用いられてきた考え方であり説得性もある。あまり情報の知識を持たない教員であっても、「悪口を書き込むことは、自分もされると嫌だろう」と諭せば、学生は納得する場合が多い。

しかし、この黄金律を利用するには次の2点について注意しておく必要がある。

1点目は、「自分がしてもらいたいことと他者がしてもらいたいことは、必ずしも一致するものでない」¹⁰⁾ということである。他者がしてもらいたいことを自分が理解するには、経験が必要となってくる。

2点目に、情報道徳では、情報技術の進歩により他者がしてもらいたいことは時間的に変化している場合がある⁶⁾。

例を挙げるなら、コミュニケーションアプリによる匿名での書き込みがある。ネットで意見を述べるときは、実名を出すべきだろうか?昔は実名を出せないようであれば、意見を述べるべきではないという風潮があった。しかし、現在のようにネットに実名を出した時点で、意見に反対する匿名者からプライバシーが曝

け出される場合があることを考えると、必ずしも実名を出すことが良いこととは思えない。情報道徳教育では、生徒や学生には実名を出すべきだと教育したほうがよいのだろうか。

指導する側にとっても普遍的な道徳指導なのか、時間的に変化する可能性のある道徳指導なのかを意識しておく必要がある¹¹⁾。

3. 情報道徳教育手法

本章では、上記で述べた教育方針が定まっていない領域においてどのような教育が有効かを述べる。

我々は、規則集による教育的指導を全て否定しているのではない。教育の初期段階においては、LMS やテキスト等の既に存在する情報道徳教材を用いることは有益であると考え。例えば古くなった教材であっても体系化されているものが多いからである。D. G. Johnson が述べているように、コンピュータの倫理(道徳)は全く新しい問題を提起するというだけでなく、伝統的な倫理(道徳)問題に「ひねり」を加えたものが多い^{8, 9)}。

道徳教育の初期段階においては、罪と服従による判断基準が必要である^{2, 3)}。子供が成長するには、この段階を踏んでいることが多い。まず教育方針の定着した伝統的な道徳問題を扱った教材を使用し、生徒や学生は情報道徳の基礎知識を習得し、通常やってはいけないことを理解する。

ただし、どのような教材を用いるかについては哲学や倫理学の専門家にコメントをもらうことが望ましい。なぜなら LMS 教材やテキストの中には注意を要するものもある。例えば、LINE や Twitter 自体を否定していたり、著作権に対して弁護士の様々な意見を全て網羅して、結局何をやっても著作権に問題があるような記述になったりすると、現在のネットの利用自体を否定しかねない。資料開発の議論に関しては、本稿の主旨を超えるために別の機会に譲りたい¹²⁾。

我々が本稿で論じたいのは、次の段階である。まだ道徳性の指針が定まっていない領域の価値判断である。教材で学んだことが正しいことなのか疑問に思ったり、規則集等には登場しない道徳的問題に直面したときにどのように行動していけばよいのか考えたりする能力を身につけることである。

3・1 「モラルジレンマ」方式

モラルジレンマ方式によるアプローチは、L. Kohlberg が自身の道徳性の発達段階理論を、高次の段階に引き上げるために提唱した教育方式である。既に初等から高等の道徳教育において実践実績があり、

様々な報告や教材開発も行われている^{2, 3, 4)}。情報道徳教育においてもモラルジレンマ方式による教育を実践する動きがある^{5, 13, 14, 15)}。ファシリテーター(通常は教員が担う)は情報道徳において葛藤を生じさせる問題を出题して、学習者はどのように行動するかを考えさせる。ここではどちらが正解であるかを決めることが目的ではないので、選択した意見について正解不正解を論じる必要はない。L. Kohlberg の道徳性の発達段階を向上させるようにファシリテーターは助言を行う。

本方式のメリットは、発達段階のどこまで引き上げられたかをファシリテーター(教員)は確認することができる。すなわち評価を行うことが可能になる。評価が可能になれば、道徳の授業に情報道徳の問題を導入することができる。また、情報道徳における指針の空白についてファシリテーターは答えを出す必要はない。一緒に考えて常に意識する姿勢を育てていけば、高次の道徳性の発達に自然と繋がっていく。

デメリットとして、モラルジレンマを扱える情報道徳の教材が今のところ少ない。情報の要素技術を研究している教員にとってジレンマ問題を作成するのはとても困難を伴う。倫理を専門とする者であれば慣れているために適切なコメントを行えるが、情報系技術に詳しい倫理学の専門家は少ない。今後の情報道徳教育の発展には、情報技術者と倫理学の専門家の協力によってモラルジレンマ問題教材を作成していくのが望ましいと考える。次節にも関連するが、哲学や倫理学の専門家の協力は、今後の情報道徳教育には必要だと考える。

3・2 「哲学対話(哲学プラクティス)」方式¹⁶⁾

哲学対話(哲学プラクティス)方式は、「おもに対話という方法を用いながら、哲学的なテーマについて共同で探究する実践的な活動をさす」^{17, 18)}。倫理学のみを扱うのではなく、哲学全般をテーマに挙げる。前節のモラルジレンマ方式と比較すると、より哲学的なアプローチになる。

情報道徳でテーマを展開する場合、具体的なテーマから考えるというより「そもそも情報道徳において善悪は存在するか」という大テーマからの展開でも興味深い議論へ発展するかもしれない。

著作権についてもテーマとして扱うことができる。情報道徳において著作権侵害はいけないこととみなされている。しかし、大谷¹⁹⁾によると、「歴史的に見れば、著作権は、印刷・出版業者の利益を保護するとともに、王権による検閲の執行に印刷・出版業者を協力さ

せる特権として成立した。」という起源を持つとある。起源を辿れば著作権は善悪から始まった法律ではなく、国家の検閲や印刷業者の利権のために策定されている。著作権は侵害されることを悪とみなすための法律か、それとも利権を守るためのものだけの法律か、というテーマで進めても、様々な意見が出るであろう。

哲学対話方式はファシリテーターの役割が重要である。話が一人に偏らないようにし、一見すると雑談に思えても哲学的議論が行われるように進行する。参加者の多くが同じ意見を持つようなときは、ファシリテーターが異なった見地からの意見を述べる。ある哲学対話では「〇〇が言っていたから」という引用を禁止しているファシリテーターもいる。他人の意見でなく、自分の意見で説明できて初めて哲学的議論であると考えているからである。

哲学対話を通じて、生徒や学生は道德感を身につける(考える)ことが期待できる。もちろん全ての学習者が同じ意見を持つことが目的でなく、自分の意見が他の人の意見と比較すると、どこに位置づけられるかを理解し、人と異なる意見を聞くことで他人を尊重することに繋がる。多くの意見を尊重することができれば、指針の空白に突き当たった場合、2章で述べた道德性の黄金律を経験的に身につけることができる。

哲学対話に興味を持ってきた生徒や学生は自分が結論づけた意見を他の人に聞いてもらいたくなる。そのような時に話ができる人は自宅や学校にいるのだろうか？徳を持った人物が必要である。現在のところ、親や先生ということになる。親や先生は哲学的な議論に答えてくれるだろうか。もっと哲学教育を学んで、経験にも長けた専門家に話をしてもらえば成長も早いのではないだろうか。そのような助言者が今後学校に必要ではないだろうか？この問いかけについては次章議論していきたい。

3・3 情報道德教育とアクティブラーニング

様々な教育現場でアクティブラーニングが導入されてきている。モラルジレンマ方式にしても、哲学対話方式にしても、「能動的」という視点から見れば、アクティブラーニングである。

確かに3章で述べてきたことは、多くの人が集まって一緒に考えるということではアクティブラーニングの教育法と同様に思える。もちろんアクティブラーニングの手法の中には、3章で述べてきた教育手法を用いている場合もある。

しかし、多くのアクティブラーニングの手法は「協同」的な活動をゴールにおいているテーマが多い。協

同で皆が同じテーマを進むためには、自分達の役割を理解し、時には個性を消し、同じ意見に同調する姿勢が必要である。

しかし、道德教育においては他人の意見を聞いて正しいと感じたからといって自分の意見や主義を曲げる必要はない。ジレンマを抱えながらも、慣習にとらわれずに自律的に判断できたときに、人間は道德的に成長していく^{2, 3, 4)}。モラルジレンマ方式にしても哲学対話方式にしても、道德的に成長できることを目指している。道德教育を実践するときに協同をゴールとしたアクティブラーニング手法を導入すべきかどうかについては十分に検討と注意を要する。

4. 哲学カウンセラー

最後に学校運営の見地から提言を行いたい。

これまで「指針の空白を埋める」情報道德を生徒や学生に行っていく際に、情報系技術者(または情報系教員)による教育だけでは道德性の発達には無理があることを述べてきた。道德性を発達させていくためには、哲学や倫理学に詳しい専門家による協力が必要であると考え。しかし、現在のところ、学校にはこのような専門家は存在しない。

21世紀に入ってすぐの頃、いじめや心の病に対して多くの学校にスクールカウンセラー制が導入されて、常勤または非常勤の勤務が始まった。当初はあまり目立たなかったが、近年ではスクールカウンセラーの役割は大きくなった。学級担任や保健室員だけでは対応できない生徒・学生に対して、守秘義務を有し、第三者的なスクールカウンセラーは、各学校にいなくてはならない存在である。

今後の学校には「哲学カウンセリング」とでも言うような相談業務を実践する者も必要ではないかと考える。スクールカウンセラーと哲学カウンセラーの役割は専門性で大きく異なる(もちろん心の苦しみを和らげる仕事として似たところもある)。スクールカウンセラーが、心理的・精神的な問題を訴える生徒や学生を対象とするのに対して、哲学カウンセラーは人生や倫理的な問題について考えを深めたい生徒や学生を対象とする。生徒や学生を1人1人と接して自分の抱える悩みや主張を理解し、次の行動に繋げてあげる。このような活動をする専門家が学校現場にいてもいいのではないかと考えている。

哲学カウンセラーは、ものの考え方、良いことと悪いこと、等の普段当たり前と考えているそもそもの常識について問いを投げかける。また、普段考えていることについて、自分の立ち位置を気づかせる、という

仕事を行う。または自分が抱える不安について自分で解決する筋道をアドバイスしたりもできる。

将来において、ひきこもり等の問題についてもスクールカウンセラーや保健室員、学級担任と協力しながら対応できるかもしれない。

3・2節の最後に述べたように自分の意見を聞いて欲しくなったとき、哲学カウンセラーはスクールカウンセラーとは異なったアドバイスを行ってくれるだろう。

また、教員にとっても哲学カウンセラーは必要な存在となる可能性がある。まず、教員が道徳指導において第三者に相談することができる。教員が正しいと考えることについても異なったアプローチから考え直す機会ができるかもしれない。

また、学生の処分については慣例によるものが多い。慣例による処分が本当に適切なのかを再考する機会を与えてくれるだろう。また、本題でもあるネットを用いた指導に関しては、道徳性に指針のない領域について一緒に考えることができる。

5. おわりに

本稿では、情報技術の早い進歩のため、道徳性の指針の空白が生まれ、その空白をどのように埋めるかについての教育方法の提案を行った。具体的な教育手法として、モラルジレンマ方式と哲学対話方式の有効性について議論した。また、情報技術者（または情報系教員）だけが情報道徳教育に携わるのではなく、哲学・倫理学の専門家の協力が必要であることを述べた。最後に、哲学・倫理の専門家として、今後の学校では哲学カウンセラーが必要であることを議論した。

指針の空白が生じている情報道徳領域において、生徒や学生は道徳的に正しいことを現時点で導き出せないかもしれない。もしかすると間違った結論を選択してしまうこともあるかもしれない。しかし、情報系教員、情報技術者、哲学カウンセラー、保健室員、学級担任、保護者等が協力して一緒に取り組むことで、高次の道徳性を身につけた生徒や学生は勇気と自信を持って問題に取り組むことができるようになるだろう。

謝辞

本稿では、明石高専で「哲学概論」を担当されている松川絵里非常勤講師（哲学ファシリテーター）によりコメントや議論をいただきました。この場を借りて深くお礼を申し上げます。また本稿を書くに至って哲学を専攻する大学院生に意見を聞く機会もありました。貴重な意見をいただいたことに感謝いたします。今後

このような未来ある学生が哲学カウンセラーとして学校等で活躍されることを期待しています。

参考文献

- 1) 上田浩、中村泰典：倫倫姫アップデート 2015：学認連携 Moodle の利用拡大と運用の改善 大学 ICT 推進協議会 2015 年年次大会講演論文集、1 D3-4、<http://hdl.handle.net/2433/202073> (2015)
- 2) L. Kohlberg: "The Development of Modes Moral Thinking and Choice" in Years to 16, Doctoral Dissertation, University of Chicago (1958).
- 3) 荒木紀幸（編著）：「モラルジレンマ教材である白熱討論の道徳授業=中学校・高等学校編」、明治図書 (2013).
- 4) 荒木紀幸（編者）：「モラルジレンマによる討論の授業 中学校編」、明治図書 (2002) .
- 5) 林康子：“道徳性を高める「情報モラル Web 教材」の開発”、学習情報研究、pp.31-35、財団法人学習ソフトウェア情報研究センター (2005) .
- 6) 辰巳丈夫：“情報化教育法における情報倫理とモラル”、情報処理学会研究報告、2009-IOr-4、pp.283-287 (2009).
- 7) J. Moor: "What is Computer Ethics", *Metaphilosophy*, Vol. 16, No. 4, pp.266-275 (1985). ムーア, J. H. 児玉聡訳：“コンピュータ倫理学とは何か”、「情報倫理資料集」、情報倫理構築プロジェクト、(2000)
- 8) D. G. Johnson 著 水谷雅彦、江口聡監修: 「コンピュータ倫理学」、オーム社 (2002).
- 9) 大谷卓史：“情報倫理学の3つの起源 サイバネティックス・倫理綱領・応用倫理学”、情報管理、58巻、2号、pp.139-144 (2015)
- 10) 布施泉：“情報社会における倫理”，山田恒夫・辰巳丈夫（編）「情報セキュリティと情報倫理」、放送大学教育振興会、pp.157-167 (2018).
- 11) 普遍的な道徳とそうでない道徳という記述は誤解を生じかねない。相対主義的な道徳を主張しているように思われるからである。本稿ではこの点については立ち入らない。ただ著者の立場としては「そうでない道徳」とは、まだ道徳規範を位置づけるには新しい領域であり、今後の経験や考察によりやがては普遍的な道徳規範が確立すると考えている。
- 12) 阿部学：“情報モラル教育としての「道徳」授業批判—「資料」の解釈について—”、授業実践開発研究、6巻、pp.35-43 (2013).
- 13) 稲垣知宏、庄ゆかり、長昇康、岡谷孝洋、中村純：“初年次情報倫理教育におけるジレンマ問題”、大

学 ICT 推進協議会 2012 年度年次大会、G2-2(2012).

- 14) 阿濱茂樹、伊徳尔：“モラルジレンマ型情報モラル教育のための教材開発”、山口大学教育学部附属教育実践総合センター研究紀要、35 号 (2013).
- 15) 中西道雄、山田恒夫：“高等教育・生涯学習における情報倫理教育”，山田恒夫・辰巳丈夫（編）「情報セキュリティと情報倫理」、放送大学教育振興会、pp.102-131 (2018).
- 16) 本節については、松川絵里氏との議論やコメントによるものが大きい。ただし本稿の責任においては著者が全て負うものである。
- 17) 哲学プラクティス学会設立趣旨：
<https://philopracticejapan.jp/about/> (2018.9.21 閲覧).
- 18) 鷺田清一監修、カフェフィロ編：「哲学カフェのつくりかた」、大阪大学出版会 (2014).
- 19) 大谷卓史、「情報倫理」、みすず書房 (2017) .